

指定基金の公表について(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

指定基金の公表については、信託協会等より慎重な対応を行政宛に求めていたところ¹ですが、12/15付日経新聞朝刊に記事が掲載され平成22年度に指定された48基金を含め、全51基金が公表されました。

今回、厚生労働省が指定基金を公表した背景としては以下のようなことが考えられます。

過去の指定基金のほとんどは財政が健全化していること(過去の指定基金21基金のうち18基金²が指定解除され、継続指定は3基金のみ)

指定基金制度はあくまで基金財政の健全化が目的であり、解散を前提としたものではないこと

過去も指定基金を公表していること

なお、今回指定された基金のうち今月末(12月末)の積立水準(純資産額/最低責任準備金)が0.9以上の基金は、平成23年2月末までに「年金給付等積立状況の確認」を行政宛に提出することで指定が解除されることを申し添えます。

1 [年金ニュースNo.224](#) P6をご参照

2 解散方針の3基金を含む

👉 今後のスケジュール等は次頁ご参照

今後のスケジュールと弊社サポート内容

基金が行うこと

行政が行うこと

弊社が行うこと

3年連続0.9未満なら一旦指定される

現在(平成22年12月)

指定基金を指定(厚生労働大臣)

平成22年12月末

「純資産額 最低責任準備金 × 0.9」¹の場合

純資産額 < 最低責任準備金 × 0.9の場合

平成23年1月

「積立水準(12月末)算定依頼書」²を弊社宛ご提出

指定年金数理人を中心とした助言・サポート

「健全化計画」の作成

- ・別添様式2-4(財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し)
- ・別添様式2-6(健全化計画に基づく財政見通し)
- ・別添様式3(年金数理に関する確認)

「健全化計画」の代議員会議決

平成23年2月

1 期ズレありの最低責任準備金(以下同様)

2 12月末の積立水準判定のため弊社総幹事の指定基金様に今後ご案内予定

平成23年2月末

「年金給付等積立状況の確認」を行政宛提出

「健全化計画書」を行政宛申請

平成23年3月末

速やかに指定解除される

「健全化計画」の承認(厚生労働大臣)

平成23年7月15日

弊社より適宜サポート予定(詳細未定)

「四半期健全化計画実施報告書(別添様式4)」の行政宛提出³

平成24年9月末

3 四半期業務報告書の提出と併せ地方厚生(支)局長宛提出(原則3、6、9、12月の翌月15日まで)

4 決算報告書の提出と併せ地方厚生(支)局長宛提出(9月末まで)

「健全化計画実施年次報告書(別添様式5)」の行政宛提出⁴

以上